

軽油引取税免税証（農業用）の交付申請について

- 農業用機械に使用する軽油の免税証交付申請の集合受付を行います。
- 各地域の受付日程は次のとおりです。交付を希望する方は、必要書類を準備の上、下記の受付日に申請してください。お住まいの地域の受付に都合が付かない場合は、他の地域の会場でも申請することができます。
- 総合県税事務所山本支所窓口での受付は、平成29年2月16日から行いますが、その場合、集合受付を行った方よりも免税証の交付が遅くなりますので、できるだけ下記会場で申請手続きを行ってください。
- 下記地域以外の受付日程については、県税事務所までお問い合わせください。

◎受付日程

地域	受付日	時間	会場
藤里町	平成29年1月11日（水）	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分	能代市二ツ井伝承ホール 研修室 （能代市二ツ井庁舎隣り）

◎必要書類一覧表

区分	免税軽油 使用者証	機械の 購入証明書	免税軽油使用者証 交付申請書	誓約書	秋田県証紙 （400円）	免税証交付 申請書	農業委員会が交付する 耕作証明書	免税軽油の引取り等 に係る報告書	前年購入した軽油の納品書 又は購入証明書	印鑑	未使用の免税証
新規		○	○	○	○	○	○			○	
更新	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続	○					○	○	○	○	○	○
書換	○	○				○	○	○	○	○	○

※注意事項

- ① 当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入してお越し下さい。原則として、受付は記入された方から行います。申請書用紙の無い方は下記お問い合わせ先に連絡して下さい。
- ② 平成29年の耕作期間中に使用者証（厚紙）の有効期間が到来する場合は更新申請が必要です。
- ③ 秋田県証紙（400円分）は免税証交付時にいただきます。
- ④ 共同申請で、使用者が加わる場合は更新申請、使用者が脱退等する場合は書換申請が必要になります。なお、印鑑と耕作証明書は全員のものが 필요합니다。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税第二課 ☎018-860-3341
秋田県総合県税事務所 山本支所 ☎52-6201